

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者
和歌山県知事

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項及び同第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに都市再生及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下、「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下、「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1 指定範囲

一級河川紀の川水系市堀川の河川区域内で、別図に示す区域。

2 指定年月日

令和7年9月29日

第2 都市・地域再生等占有方針

1 都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設

準則第22第3項に掲げる施設のうち、広場、イベント施設、遊歩道、船着場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、 広告板、照明・音響施設、切符売場、案内所、日よけ、川床、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

2 許可方針

- 1) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 2) 占有の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。また、占有の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占有の許可を受けた施設等に関する苦情があった場合については、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。

- 3) 降雨・水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は使用を中止すること。水位上昇等が見込まれる場合は、河川区域内の施設等を河川区域外に撤去すること。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 4) 平常時も含め、本件利用に伴い、水難事故、水質事故等が発生しないよう、必要な措置を講ずること。
- 5) 建築物及び工作物等の設置に当たっては、法令等を遵守するとともに、河川管理者と協議の上、治水上、利水上の支障を生じないもので、安全構造上問題のないものとする。
- 6) 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 7) 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 8) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に対して、年一回程度報告すること。
- 9) 都市・地域再生等利用区域等を変更しようとするときは、和歌山県知事宛てに変更要望申請書を提出すること。
- 10) 施設使用者の占用については、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。
- 11) 施設利用者は、以下の市堀川かわまちづくり計画の趣旨に沿ったものとする。
 - ・市堀川にかつての賑わいを取り戻すため、「かわ」と「まち」をつなぐ、水辺空間の創出を図る。
 - ・市堀川沿いをまちなかの新たな動線として活用し、回遊性の向上を図る。
 - ・誰もが水に親しみ、気軽に利用できるよう、京橋親水公園をはじめとした交流拠点の整備により、人々が水辺に集い、水上の利用を促進する。

第3 都市・地域再生等占用主体

和歌山市長（準則第22第4項1号に掲げる者）

都市・地域再生等利用区域 平面図

